



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年11月1日金曜日 第52号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則.....	(人事課) ...	668
愛媛県恩給給与規則の一部を改正する規則.....	(人事課職員厚生室) ...	669
児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則.....	(障がい福祉課) ...	670

## 告 示

落札者等の告示.....	(税務課) ...	676
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	676
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	(森林整備課) ...	677
保安林の指定施業要件の変更に係る掲示.....	( " ) ...	677
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	678
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	(南予地方局農村整備課) ...	678
道路の区域変更(県道野村柳谷線).....	(南予地方局西予土木事務所) ...	679

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	(人事課) ...	679
愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	(農政課農地・担い手対策室) ...	680

## 公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表.....	(土木管理課) ...	681
-----------------------	-------------	-----

## 人事委員会規則

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則等の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局) ...	681
会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則.....	( " ) ...	689
会計年度任用職員の休暇及び勤務時間の基準に関する規則.....	( " ) ...	697
会計年度任用職員である教育職員の休暇及び勤務時間の基準に関する規則.....	( " ) ...	697

## 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会) ...	697
政治団体の届出事項の異動の届出.....	( " ) ...	697
政治団体の解散の届出.....	( " ) ...	698
政治団体の収支報告書の要旨の公表(2件).....	( " ) ...	698

## 公営企業訓令

愛媛県企業会計年度任用職員の給与等に関する規則.....	(公営企業管理局総務課) ...	699
愛媛県企業臨時職員の給与に関する規則を廃止する訓令.....	( " ) ...	699

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第24号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月1日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>( 室 )</p> <p><b>第4条の2</b> 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td> </td> </tr> </table> <p>( 経済労働部各課の所掌事務 )</p> <p><b>第12条</b> 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>2～7 省略</p>	省略				省略		<p>( 室 )</p> <p><b>第4条の2</b> 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>産業政策課</td> <td>G 20労働雇用大臣会合推進室</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td> </td> </tr> </table> <p>( 経済労働部各課の所掌事務 )</p> <p><b>第12条</b> 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。<u>この場合において、第15号から第17号までの事務は、G 20労働雇用大臣会合推進室が所掌する。</u></p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p><u>(15) G 20労働雇用大臣会合の関係機関等との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(16) G 20労働雇用大臣会合の広報に関すること。</u></p> <p><u>(17) その他G 20労働雇用大臣会合の開催準備に関すること(他の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>2～7 省略</p>	省略		産業政策課	G 20労働雇用大臣会合推進室	省略	
省略													
省略													
省略													
産業政策課	G 20労働雇用大臣会合推進室												
省略													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第25号

愛媛県恩給給与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県恩給給与規則の一部を改正する規則**

愛媛県恩給給与規則(昭和32年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 増加退隠料の加給の原因となる扶養家族がある場合の添付書類 )</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定により公務員の戸籍謄本を添付する場合には、<u>第3条第1項第2号の戸籍抄本は、添付しないことができる。</u></p> <p>( 扶助料の請求 )</p> <p><b>第13条</b> 前2条の場合において、公務員の死亡が公務による傷<sup>い</sup>疾<sup>び</sup>病<sup>に</sup>起因するときは、<u>前2条の規定によるほか、扶助料請求書に次の書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第3条第3項第1号及び第2号に掲げる書類</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>( 受給権存否の調査 )</p> <p><b>第39条</b> 各受給者は、前条第1項に規定する書類を<u>令和の偶数年</u>における9月に差し出さなければならない。</p>	<p>( 増加退隠料の加給の原因となる扶養家族がある場合の添付書類 )</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定により公務員の戸籍謄本を添附する場合には、<u>第3条第10項第2号の戸籍抄本は、添附しないことができる。</u></p> <p>( 扶助料の請求 )</p> <p><b>第13条</b> 前2条の場合において、公務員の死亡が公務による傷<sup>い</sup>疾<sup>び</sup>病<sup>に</sup>起因するときは<u>前2条</u>の規定によるほか、扶助料請求書に次の書類を添附しなければならない。</p> <p>(1) <u>第3条第2項第1号及び第2号に掲げる書類</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>( 受給権存否の調査 )</p> <p><b>第39条</b> 各受給者は、前条第1項に規定する書類を<u>平成の偶数年</u>における9月に差し出さなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第26号

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（昭和41年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(費用徴収額の決定)</p> <p><b>第4条</b> 知事又は地方局長等は、前条の調査表により、<u>第1号に掲げる者</u>にあつては別表第1、第2号に掲げる者にあつては別表第2に定める徴収金基準額表によつて徴収額を決定するものとする。</p> <p>(1) <u>次号に掲げる者以外の措置児童等</u></p> <p>(2) <u>障害児入所施設に入所させ、又は指定発達支援医療機関に委託した措置児童等</u></p> <p><b>別表第1</b>（第4条関係） 徴収金基準額表（<u>児童養護施設等措置児童等用</u>）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>備考</p> <p>1 この表は、知事又は地方局長等 _____ が助産の実施等をした場合、法第27条第1項第3号の規定による措置（障害児入所施設に入所させる措置を除く。）をした場合、法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施をした場合及び県設置施設において市町長が助産の実施等をした場合に適用する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 この表のD<sub>1</sub>階層からD<sub>14</sub>階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日付け雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」 _____ の定めるところによつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>4 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及び里親 _____ をいう。</p> <p>5 この表における「措置費等の支弁額」とは、国の示す算定方法により算定した措置費等の支弁額から国の示す民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任</p> </div>	<p>(費用徴収額の決定)</p> <p><b>第4条</b> 知事又は地方局長等は、前条の調査表により<u>措置児童等</u>について別表 _____ に定める徴収金基準額表によつて徴収額を決定するものとする。</p> <p><b>別表</b>（第4条関係） 徴収金基準額表 _____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>備考</p> <p>1 この表は、知事、地方局長又は児童相談所長が助産の実施等をした場合、法第27条第1項第3号の規定による措置又は同条第2項の規定による委託 _____ をした場合、法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施をした場合及び県設置施設において市町長が助産の実施等をした場合に適用する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 この表のD<sub>1</sub>階層からD<sub>14</sub>階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日付け雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」及び「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成24年6月25日付け障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の定めるところによつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>4 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及び里親並びに障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（児童を入院させるものに限る。以下同じ。）をいう。</p> <p>5 この表における「措置費等の支弁額」とは、国の示す算定方法により算定した措置費等の支弁額から国の示す民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任</p> </div>

手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、保育機能強化加算費

\_\_\_\_\_及び里親手当の額を控除した額をいう。

6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、0円とする。

(1)・(2) 省略

(3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児若しくは障害者、法第24条の2の規定により障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関を利用する障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項又は第12項から第14項までのサービスに係る介護給付費等の支給を受ける者に限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）で在宅のものを有する世帯をいう。）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ・ウ 省略

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 省略

7 同一世帯から第4条各号に掲げる措置児童等が2人以上\_\_\_\_\_入所している場合においては、その月の措置費等の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその措置児童等の徴収金基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費又は法第24条の2に規定する障害児入所給付費を支給されている場合における当該世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額 + 児童入所施設に係る徴収金基準額 × 0.1 × (当該世帯における施設入所児童の人数 - 1)」（当該世帯における措置児童等に係る徴収金基準額が、児童自立支援施設通所部及び児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額）を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円と

手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、保育機能強化加算費、知的障害児自活訓練事業加算費、スプリングラー保守管理等費及び里親手当の額を控除した額をいう。

6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、零円とする。

(1)・(2) 省略

(3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児若しくは障害者、法第24条の2の規定により障害児入所施設又は\_\_\_\_\_指定発達支援医療機関を利用する障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項又は第12項から第14項までのサービスに係る介護給付費等の支給を受ける者に限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）で在宅のものを有する世帯をいう。）

ア 身体障害者福祉法\_\_\_\_\_第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ・ウ 省略

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律\_\_\_\_\_第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 省略

7 同一世帯から\_\_\_\_\_2人以上の措置児童等が入所している場合においては、その月の措置費等の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその措置児童等の徴収金基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費又は法第24条の2に規定する障害児入所給付費を支給されている場合における当該世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額 + 児童入所施設に係る徴収金基準額 × 0.1 × (当該世帯における施設入所児童の人数 - 1)」（当該世帯における措置児童等に係る徴収金基準額が、児童自立支援施設通所部及び児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額）を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は零円と

する。

8～10 省略

注 省略

別表第2（第4条関係）

徴収金基準額表（障害児入所施設等措置児童等用）

各月初日の措置児童等の 属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月 額)
階層 区分	定 義	入 所 施 設
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500
D <sub>1</sub>	A階層 12,000円以下	6,600
D <sub>2</sub>	及びC階層を 12,001円から 30,000円まで	9,000
D <sub>3</sub>	除き、 30,001円から 当該年 60,000円まで 度分の	13,500
D <sub>4</sub>	市町村 60,001円から 96,000円まで 民税の	18,700
D <sub>5</sub>	課税世 96,001円から 帯であ 189,000円まで	29,000
D <sub>6</sub>	つて、 189,001円から 277,000円まで その市 町村民 税所得 割の額 の区分	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額（全 額徴収。ただし、その額が 41,200円を超えるときは、 41,200円とする。）
D <sub>7</sub>	が次の 277,001円から 348,000円まで 区分に 該当す る世帯	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額（全 額徴収。ただし、その額が 54,200円を超えるときは、 54,200円とする。）
D <sub>8</sub>	348,001円から 465,000円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額（全 額徴収。ただし、その額が 68,700円を超えるときは、 68,700円とする。）

する。

8～10 省略

注 省略

D9	465,001円から 594,000円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額（全 額徴収。ただし、その額が 85,000円を超えるときは、 85,000円とする。）
D10	594,001円から 716,000円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額（全 額徴収。ただし、その額が 102,900円を超えるとき は、102,900円とする。）
D11	716,001円から 864,000円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額（全 額徴収。ただし、その額が 122,500円を超えるとき は、122,500円とする。）
D12	864,001円から 1,056,000円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額（全 額徴収。ただし、その額が 143,800円を超えるとき は、143,800円とする。）
D13	1,056,001円から 1,238,000円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額（全 額徴収。ただし、その額が 166,600円を超えるとき は、166,600円とする。）
D14	1,238,001円から 1,439,000円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額（全 額徴収。ただし、その額が 191,200円を超えるとき は、191,200円とする。）
D15	1,439,001円以上	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額（全 額徴収）

備考

- 1 この表は、児童相談所長が法第27条第1項第3号の規定による措置（障害児入所施設に入所させる措置に限る。）又は同条第2項の規定による委託をした場合に適用する。
- 2 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD<sub>1</sub>階層からD<sub>15</sub>階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。  
 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
  - (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
  - (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第

4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 扶養義務者の所得割の額が指定都市(地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者として算定されているときは、当該扶養義務者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は0とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

4 この表における「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関(児童を入院させるものに限る。)をいう。

5 この表における「措置費等の支弁額」とは、国の示す算定方法により算定した措置費等の支弁額から国の示す民間施設給与等改善費、知的障害児自活訓練事業加算費及びスプリンクラー保守管理等費を控除した額をいう。

6 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 単身世帯(扶養義務者のいない世帯をいう。)

(2) 母子世帯等(母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」又は同条第2

項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）

- (3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児若しくは障害者、法第24条の2の規定により入所施設を利用する障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項又は第12項から第14項までのサービスに係る介護給付費等の支給を受ける者に限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）で在宅のものを有する世帯をいう。）

ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

- (4) その他の世帯（納入義務者の申請に基づき、児童相談所長が特に困窮していると認めた生活保護法第6条第2項に規定する要保護者を有する世帯その他の世帯をいう。）

なお、(4)の申請は、生活困窮世帯認定申請書（様式第6号）を児童相談所長に提出して行わなければならない。

7 同一世帯から第4条各号に掲げる措置児童等が2人以上入所している場合においては、その月の措置費等の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその措置児童等の徴収金基準額とする。

8 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等に係る措置費等のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等に係る措置費等のうち実費負担に相当する部分については、この表の徴収金基準額を上限として徴収することができる。

9 8の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の者である場合についても同様とする。

注1 4月分から6月分までの徴収額の決定に係るこの表の規定の適用については、同表中「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

2 徴収額は、徴収金基準額がその月におけるその措置児童等に係る措置費等の支弁額を超える場合には、この表の規定にかかわらず、当該支弁額とする。



様式第6号(別表第1、別表第2関係) 生活困窮世帯認定申請書

様式第6号(別表 関係) 生活困窮世帯認定申請書

省略

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則(昭和41年愛媛県規則第13号)別表第1(別表第2)備考6(4)の規定の適用を受けたいので申請します。

省略

注1・2 省略

3 調査者の意見欄は、児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則別表第1備考6(4)又は別表第2備考6(4)の規定を適用することが適当かどうかを記入すること。

省略

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則(昭和41年愛媛県規則第13号)別表備考6(4)の規定の適用を受けたいので申請します。

省略

注1・2 省略

3 調査者の意見欄は、児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則別表備考6(4)の規定を適用することが適当かどうかを記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則(以下「新規則」という。)別表第2の規定は、令和元年7月分以後の徴収額(次項の規定の適用を受ける措置児童等の徴収額を除く。)について適用し、同年6月分以前の徴収額については、なお従前の例による。この場合において、同年7月分から同年9月分までの徴収額については、同表備考8及び備考9の規定は、適用しない。

3 令和元年7月1日前から引き続き障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に委託していた措置児童等の同月分以後の徴収額を決定する場合において、新規則別表第2の規定による徴収金基準額(同表の階層区分がD15階層となる者の徴収金基準額を除く。)が同年6月分の徴収額に係る改正前の児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則(以下「旧規則」という。)別表の規定による徴収金基準額を超えることとなるときは、当該措置児童等の徴収額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 新規則別表第2の規定により決定される額
(2) 旧規則別表の規定により決定される額

4 前項の規定により徴収額を決定された措置児童等であって、当該徴収額に係る旧規則別表の規定による徴収金基準額が令和元年7月1日前の徴収額に係る同表の規定による徴収金基準額を超えるものの徴収額(次回の世帯の階層区分の認定を受けて決定される月分以後のものに限る。)については、同項の規定にかかわらず、新規則別表第2の規定により決定される額とする。

5 この規則施行の際現に提出されている旧規則様式第6号の規定による申請書は、新規則様式第6号の規定による申請書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第664号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和元年11月1日

愛媛県知事 中村時広

Table with 6 columns: 随意契約に係る特定役務の名称及び数量, 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地, 随意契約の相手方を決定した日, 随意契約の相手方の氏名及び住所, 随意契約に係る契約金額, 随意契約にした理由

○愛媛県告示第665号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年11月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
コープ喜田村、DCMダイキ喜田村店	今治市喜田村三丁目326-1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	生活協同組合コープえひめ 午前10時から午後9時まで DCMダイキ株式会社 午前9時30分から午後8時まで	生活協同組合コープえひめ 午前9時から午後9時30分まで DCMダイキ株式会社 午前9時30分から午後8時まで	令和元年11月18日	令和元年10月23日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第666号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年11月1日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

上浮穴郡久万高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、久万高原町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第667号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（令和元年7月愛媛県告示第264号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を東温市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年11月1日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又

は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市道後湯之町19番7号 井上 誠 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	和歌山市古屋507番地66 磯 金光 興	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	広島県呉市宮原通り七丁目107番地4 永 井 誠 一	抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市三番町六丁目4番地23 加 藤 幸	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内60番戸 加 藤 重 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内76番戸 加 藤 藤五郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市畑寺町370番地3 加 藤 茂	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内69番戸 加 藤 弥三郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内66番戸 加 藤 與 作	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川内町大字北方1614番地 花 山 ヨシ子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川内町大字北方1614番地 花 山 忠 由	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市二番町58番地3 株式会社愛媛県農工銀行	抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字志津川348番地 佐 伯 秀 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市永木町二丁目1番地21 佐 伯 定 宣	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市南江戸町491番地 松 本 正	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川内町大字北方3289番地 松 本 良 一	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山ノ内86番地 清水 庫太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	広島県大竹市油見二丁目1番15号 大西 泰子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	伊予郡砥部町大字宮内甲222番地 中村 静雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内2253番地 渡部 喜代次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市山之内2346番地 渡部 熊市	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内126番地 渡部 五郎市	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内2043番地 渡部 俊郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内135番地 渡部 新五郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内2242番地 渡部 榮佐郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	渡部 眞吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内524番地 白戸 忠義	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	今治市黄金町二丁目1番地3 箱助林業株式会社	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川内町大字北方150番地 樋口 コチカ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市昭和町20番地 樋口 清伯	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市昭和町20番地 樋口 清彦	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川内町大字北方150番地 樋口 弥三郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川内町大字北方3367番地 富岡 隆志	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川内町大字北方573番地 露口 守重	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内323番地1 和田 ウシヨ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市山之内1316番地 和田 伊太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1316番地 和田 喜美一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	和田 三太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大洲市若宮19番地 和田 光慶	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内23番地 和田 彦	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内23番地 和田 富太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内字荒土谷630番地 總東風神社	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市西立花町366番地 高松 和弘	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第668号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年11月1日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第31号 令和元年10月23日	伊予郡松前町大字横田字中窪457番2	松山市土居田町376番地1 コスモガーデンD-101号 日野 竜輔

○愛媛県告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、八幡浜市土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和元年11月1日

愛媛県南予地方局長 大北 秀

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	嶋津 多三市	八幡浜市真網代丙360番地7

○愛媛県告示第670号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松野町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の

届出があった。

令和元年11月1日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 義 明	松野町大字松丸38番地
"	井 上 吉 市	松野町大字豊岡3456番地
"	村 田 和 宏	松野町大字上家地600番地
"	河 野 繁 禧	松野町大字目黒821番地
"	橋 本 和 男	松野町大字吉野1490番地
"	品 田 壽 和	松野町大字奥野川950番地
"	坂 本 浩	松野町大字松丸260番地
監 事	岡 村 勝	松野町大字延野々1205番地
"	武 田 豊 明	宇和島市三間町大内150番地

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 義 明	松野町大字松丸38番地
"	居 村 章	松野町大字延野々1313番地
"	山 下 晃 受	松野町大字豊岡1157番地
"	井 上 吉 市	松野町大字豊岡3456番地
"	伊 藤 秀 樹	松野町大字富岡680番地
"	村 田 和 宏	松野町大字上家地600番地
"	河 野 繁 禧	松野町大字目黒821番地
"	橋 本 和 男	松野町大字吉野1490番地
"	村 尾 重 利	松野町大字蔵生97番地
"	品 田 壽 和	松野町大字奥野川950番地
"	坂 本 浩	松野町大字松丸260番地
監 事	岡 村 勝	松野町大字延野々1205番地
"	岡 本 敬 邦	松野町大字蔵生216番地

退 任

○愛媛県告示第671号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年11月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町惣川1815番2地先から 同町惣川1809番2まで	旧	メートル 5.6～16.9	キロメートル 0.120	
		西予市野村町惣川1815番2から 同町惣川1809番2まで	新	5.6～25.6	0.120	

訓 令

○愛媛県訓令第15号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年11月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項		別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項	
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分
			知 事
			専決者 部 局長 局 局長 室 室長
G 20 労 働 部	1 G20 労働 部 大臣	1 G20労働雇用大臣会合の関 係機関等との連絡調整に關 すること。	—

働 雇 用 大 臣 会 合 推 進 室	会合の 開催準 備に関 する事 務	2 G 20労働雇用大臣会合の広 報に関する <u>こと。</u>					—
		3 その他 G 20労働雇用大臣会 合の開催準備に関する <u>こと。</u>					—

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第16号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年11月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項						別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者					知 事	専決者			
				部 長	局 長	室 長					部 長	局 長	室 長
農 地 ・ 担 い 手 対 策 室	1～8 省略					農 地 ・ 担 い 手 対 策 室	1～8 省略						
	9 農地 中間管 理事業 の推進 に関する法律 の施行 に関する事務	1 省略					9 農地 中間管 理事業 の推進 に関する法律 の施行 に関する事務	1 省略					
		2 農地中間管理機構に関する こと。						2 農地中間管理機構に関する こと。					
		(1) 省略						(1) 省略					
								(2) <u>名称若しくは住所又は農 地中間管理事業を行う事務 所の所在地の変更の届出の 受理（第5条第2項、第3 項、第31条）</u>					—
		(2) 省略						(3) 省略					
		(3) 省略						(4) 省略					
		(4) 省略						(5) 省略					
		(5) 省略						(6) 省略					
								(7) <u>事業報告書等の受理（第 9条第4項、第31条）</u>					
(6) 省略				(8) 省略									

(7) 省略					(9) 省略				
(8) 省略					(10) 省略				
(9) 農用地利用配分計画の認可(第18条第1項、第7項)					(11) 農用地利用配分計画の認可(第18条第1項、第5項)				
(10) 農用地利用配分計画の認可に係る協議(第18条第6項)				—	(12) 農用地利用配分計画認可申請の公告及び縦覧(第18条第3項)				—
(11) 農用地利用配分計画によらない賃借権の設定等の協議に対する同意(第19条の2第1項)				—	(13) 省略				
(12) 省略					(14) 業務の委託の承認(第22条第2項)				
(13) 業務の委託の承認(第22条第2項本文)					(15)・(16) 省略				
(14) 業務を実施する者の指定(第22条第2項ただし書)				—	10~12 省略				
(15)・(16) 省略									

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

令和元年10月11日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

令和元年11月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
3	4	5	10
11	14		

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則2 25

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則等の一部を改正する規則

(愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則(愛媛県人事委員会規則2 1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(委任事務) 第2条 法及びこれに基づく条例並びに規則に別段の定めがある場合のほか、人事委員会の権限に属する事務中次に掲げる事務を処	(委任事務) 第2条 法及びこれに基づく条例並びに規則に別段の定めがある場合のほか、人事委員会の権限に属する事務中次に掲げる事務を処

理する権限は、事務局長に委任する。

(1)～(5) 省略

(6) 任用規則第6条の採用に係る選考（行政職群の5級以下の職、公安職群の6級以下の職、研究職群の4級以下の職、医療職群(一)の3級以下の職、医療職群(二)の6級以下の職、医療職群(三)の6級以下の職、技能労務職群の職及び会計年度任用の職に係るものに限る。）に関する事。

(7)～(27) 省略

理する権限は、事務局長に委任する。

(1)～(5) 省略

(6) 任用規則第6条の採用に係る選考（行政職群の5級以下の職、公安職群の6級以下の職、研究職群の4級以下の職、医療職群(一)の3級以下の職、医療職群(二)の6級以下の職、医療職群(三)の6級以下の職及び技能労務職群の職に係るものに限る。）に関する事。

(7)～(27) 省略

（職員の状態付任用の期間の延長に関する規則の一部改正）

第2条 職員の状態付任用の期間の延長に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p align="center"><b>職員の状態付任用の期間の延長に関する規則</b></p> <p>（この規則の目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第5項及び第22条の規定に基づき、職員の状態付任用の期間の延長に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（条件付採用の期間の延長）</p> <p><b>第2条</b> 職員が条件付採用の期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまで（警察官が警察学校において初任教養中である場合においては、その修業期間の終わるまで）、その条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前2項の規定の適用については、第1項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」と、前項中「1年に至る」とあるのは「職員の任期が満了する日」とする。</p>	<p align="center"><b>職員の状態付任用の期間の延長に関する規則</b></p> <p>（この規則の目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第5項及び第22条第1項の規定に基づき、職員の状態付任用期間の延長に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（条件付採用の期間の延長）</p> <p><b>第2条</b> 職員が条件付採用期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまで、（警察官が警察学校において初任教養中である場合においては、その修業期間の終わるまで）その条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年をこえることとなる場合においては、この限りではない。</p> <p>2 省略</p>

（職員の状態付任用に関する規則の一部改正）

第3条 職員の状態付任用に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（この規則の目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第5項及び第22条の3第1項の規定に基づき、職員の状態付任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（状態付任用を行うことができる場合及びその手続）</p> <p><b>第2条</b> 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げるときは、現に職員（状態付に任用された職員を除く。）でないものを状態付に任用することができる。この場合において、第1号及び第2号の規定により状態付任用を行おうとするときは、人事委員会の承認があつたものとみなす。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><b>様式第1号</b>（第2条関係） 状態付任用承認請求書 省略</p>	<p>（この規則の目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第5項及び第22条第2項の規定に基づき、職員の状態付任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（状態付任用を行うことができる場合及びその手続）</p> <p><b>第2条</b> 任命権者は、次に掲げる場合には、現に職員（状態付に任用された職員を除く。）でないものを状態付に任用することができる。この場合において、第1号及び第2号の規定により状態付任用を行おうとするときは、人事委員会の承認があつたものとみなす。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><b>様式第1号</b>（第2条関係） 状態付任用承認請求書 省略</p>

臨時的任用を必要とする具体的理由及び勤務場所	任用期間	従事させようとする職の名称、その職務内容	氏名及び年齢	経歴の概要	発令予定級号
省略					

臨時的任用を必要とする具体的理由及び勤務場所	任用期間	従事させようとする職の名称、その職務内容	氏名及び年齢	経歴の概要	賃金日額
省略					

(職員の採用及び昇任に関する規則の一部改正)

**第4条** 職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6 5)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 一般職員 職員(会計年度任用職員を除く。)のうちから警察官を除いた他の職員をいう。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(選考により採用する職)</p> <p><b>第6条</b> 次に掲げる職への採用は、人事委員会の行う選考によるものとする。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>(6) <u>会計年度任用の職</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(特に選考により採用又は昇任できる者)</p> <p><b>第9条</b> 第7条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するものと人事委員会が認める場合は、<u>第24条第1項</u>に規定する選考の基準にかかわらず、職員を直近上位の職若しくは階級又はその上位の職若しくは階級に、人事委員会の選考を得て特に昇任させることができる。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(選考の基準)</p> <p><b>第24条</b> 省略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用の職へ採用する場合の選考の基準は、同項第1号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(選考の委任)</p> <p><b>第25条</b> 第6条第6号に規定する職へ採用する場合の選考及び同条第7号に規定する職へ採用する場合の選考であつて人事委員会が適当であると認めるものは、任命権者に委任する。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 一般職員 職員_____のうちから警察官を除いた他の職員をいう。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(選考により採用する職)</p> <p><b>第6条</b> 次に掲げる職への採用は、人事委員会の行う選考によるものとする。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(特に選考により採用又は昇任できる者)</p> <p><b>第9条</b> 第7条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するものと人事委員会が認める場合は、<u>第24条</u>に規定する選考の基準にかかわらず、職員を直近上位の職若しくは階級又はその上位の職若しくは階級に、人事委員会の選考を得て特に昇任させることができる。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(選考の基準)</p> <p><b>第24条</b> 省略</p> <p>(選考の委任)</p> <p><b>第25条</b> 第6条第6号に規定する職へ採用する場合の選考であつて、_____人事委員会が適当であると認めるものは、任命権者に委任する。</p>

(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

**第5条** 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6 159)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p><b>第3条</b> 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条_____の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。</p> <p>(退職派遣者の採用時における処遇)</p>	<p>(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p><b>第3条</b> 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。</p> <p>(退職派遣者の採用時における処遇)</p>



**第8条** 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第3条第3項及び教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第4条第3項に規定する職務の級をいう。以下この条において同じ。）及び号給については、その者が当該退職がなく引き続き在職したものとみなして、当該退職した時の職務の級、号給等を基礎とし、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、昇格、昇給等の規定を適用した場合に、当該採用された日に属することとなる職務の級及びその日に受けることとなる号給に決定することができる。

2 省略

**第8条** 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第3条第3項及び教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第4条第2項に規定する職務の級をいう。以下この条において同じ。）及び号給については、その者が当該退職がなく引き続き在職したものとみなして、当該退職した時の職務の級、号給等を基礎とし、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、昇格、昇給等の規定を適用した場合に、当該採用された日に属することとなる職務の級及びその日に受けることとなる号給に決定することができる。

2 省略

（職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正）

**第6条** 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
<b>職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則</b>	<b>職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則</b>																																								
（この規則の目的）	（この規則の目的）																																								
<p><b>第1条</b> この規則は、<u>職員の特殊勤務手当等に関する条例</u>（昭和27年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。）第3条、第19条、第20条第2項及び第3項、第46条第2項、第50条第2項、第53条、第54条第2項、第60条第2項及び第3項、第61条、第62条第2項、第64条の2並びに第65条並びに附則第3項、第5項及び第9項の規定に基づき、<u>職員の特殊勤務手当（これに相当する報酬を含む。以下同じ。）</u>の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p><b>第12条</b> 条例第18条に定める手当の額は、業務に従事した日1日につき次の表に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表の職務の級5級以上の職員（支援課長に限る。）</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表の職務の級4級及び5級の職員（管理職手当の支給を受ける者を除く。）</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表の職務の級4級未満の職員</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>会計年度任用職員</td> <td style="text-align: center;">1,480円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（漁労手当）</p> <p><b>第17条</b> 条例第26条に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の表に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 名</th> <th style="text-align: center;">手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷凍長</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>司<sup>ちゆう</sup>厨長</td> <td style="text-align: center;">3,600円</td> </tr> <tr> <td>甲板員（任命権者があらかじめ指定する者に限る。）</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>甲板員（任命権者があらかじめ指定する者を除く。）</td> <td style="text-align: center;">2,800円</td> </tr> <tr> <td>機関員</td> <td style="text-align: center;">2,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	手当の額	行政職給料表の職務の級5級以上の職員（支援課長に限る。）	省略	行政職給料表の職務の級4級及び5級の職員（管理職手当の支給を受ける者を除く。）	省略	行政職給料表の職務の級4級未満の職員	省略	会計年度任用職員	1,480円	職 名	手当の額	省略		冷凍長	省略	司 <sup>ちゆう</sup> 厨長	3,600円	甲板員（任命権者があらかじめ指定する者に限る。）	省略	甲板員（任命権者があらかじめ指定する者を除く。）	2,800円	機関員	2,200円	<p><b>第1条</b> この規則は、<u>職員の特殊勤務手当に関する条例</u>（昭和27年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。）第3条、第19条、第20条第2項及び第3項、第46条第2項、第50条第2項、第53条、第54条第2項、第60条第2項及び第3項、第61条、第62条第2項、第64条の2並びに第65条並びに附則第3項、第5項及び第9項の規定に基づき、<u>職員の特殊勤務手当</u>の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p><b>第12条</b> 条例第18条に定める手当の額は、業務に従事した日1日につき次の表に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">行政職給料表の職務の級</th> <th style="text-align: center;">手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____ 5級以上 _____（支援課長に限る。）</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>_____ 4級及び5級 _____（管理職手当の支給を受ける者を除く。）</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>_____ 4級未満 _____</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>（漁労手当）</p> <p><b>第17条</b> 条例第26条に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の表に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 名</th> <th style="text-align: center;">手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷凍長</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>甲板員 _____</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	行政職給料表の職務の級	手当の額	_____ 5級以上 _____（支援課長に限る。）	省略	_____ 4級及び5級 _____（管理職手当の支給を受ける者を除く。）	省略	_____ 4級未満 _____	省略	職 名	手当の額	省略		冷凍長	省略	甲板員 _____	省略
区 分	手当の額																																								
行政職給料表の職務の級5級以上の職員（支援課長に限る。）	省略																																								
行政職給料表の職務の級4級及び5級の職員（管理職手当の支給を受ける者を除く。）	省略																																								
行政職給料表の職務の級4級未満の職員	省略																																								
会計年度任用職員	1,480円																																								
職 名	手当の額																																								
省略																																									
冷凍長	省略																																								
司 <sup>ちゆう</sup> 厨長	3,600円																																								
甲板員（任命権者があらかじめ指定する者に限る。）	省略																																								
甲板員（任命権者があらかじめ指定する者を除く。）	2,800円																																								
機関員	2,200円																																								
行政職給料表の職務の級	手当の額																																								
_____ 5級以上 _____（支援課長に限る。）	省略																																								
_____ 4級及び5級 _____（管理職手当の支給を受ける者を除く。）	省略																																								
_____ 4級未満 _____	省略																																								
職 名	手当の額																																								
省略																																									
冷凍長	省略																																								
甲板員 _____	省略																																								

様式第6号の3(第39条関係) 死体取扱作業従事簿

様式第6号の3(その1)

省略

省略

備考1 この様式は、職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1)第14条第13項第2号に規定する作業に従事した場合に使用すること。

2・3 省略

様式第6号の3(その2)

省略

省略

備考1 この様式は、職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1)第14条第13項第1号に規定する作業に従事した場合に使用すること。

2・3 省略

様式第18号(第39条関係) 災害応急作業等従事簿

様式第18号(その1)

省略

省略

備考1 この様式は、職員の特殊勤務手当等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)第61条に規定する作業に従事した場合に使用すること。

2 省略

3 区分欄のうち、「夜間以外」は、職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1。以下「規則」という。)第34条の3第8項に規定する夜間以外の時間においてのみ作業に従事した場合に記入すること。

4~6 省略

様式第18号(その2)

省略

省略

省略

省略

備考1 この様式は、職員の特殊勤務手当等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)附則第4項に規定する作業に従事した場合に使用すること。

2 職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1)第35条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、支給額の欄には、同項の規定を適用した額を記入すること。

様式第18号(その3)

省略

省略

備考1 この様式は、職員の特殊勤務手当等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)附則第7項に規定する作業に従事した場合に使用すること。

2 省略

3 区分欄のうち、「夜間以外」は、職員の特殊勤務手当

様式第6号の3(第39条関係) 死体取扱作業従事簿

様式第6号の3(その1)

省略

省略

備考1 この様式は、職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1)第14条第13項第2号に規定する作業に従事した場合に使用すること。

2・3 省略

様式第6号の3(その2)

省略

省略

備考1 この様式は、職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1)第14条第13項第1号に規定する作業に従事した場合に使用すること。

2・3 省略

様式第18号(第39条関係) 災害応急作業等従事簿

様式第18号(その1)

省略

省略

備考1 この様式は、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)第61条に規定する作業に従事した場合に使用すること。

2 省略

3 区分欄のうち、「夜間以外」は、職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1。以下「規則」という。)第34条の3第8項に規定する夜間以外の時間においてのみ作業に従事した場合に記入すること。

4~6 省略

様式第18号(その2)

省略

省略

省略

省略

備考1 この様式は、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)附則第4項に規定する作業に従事した場合に使用すること。

2 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1)第35条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、支給額の欄には、同項の規定を適用した額を記入すること。

様式第18号(その3)

省略

省略

備考1 この様式は、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)附則第7項に規定する作業に従事した場合に使用すること。

2 省略

3 区分欄のうち、「夜間以外」は、職員の特殊勤務手当

等の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7  
1. 以下「規則」という。）第34条の5第7項に規定す  
る夜間以外の時間においてのみ作業に従事した場合に記  
入すること。  
4～7 省略

の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7  
1. 以下「規則」という。）第34条の5第7項に規定す  
る夜間以外の時間においてのみ作業に従事した場合に記  
入すること。  
4～7 省略

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

**第7条** 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職務の級の分類基準）</p> <p><b>第3条</b> 職員給与条例第3条第3項又は教育職員給与条例第4条第3項の人事委員会規則で定める職務は、別表第10の級別職務区分表に定める職の職務とする。</p>	<p>（職務の級の分類基準）</p> <p><b>第3条</b> 職員給与条例第3条第3項又は教育職員給与条例第4条第2項の人事委員会規則で定める職務は、別表第10の級別職務区分表に定める職の職務とする。</p>

（教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正）

**第8条** 教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 62）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>教育職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則</b></p> <p>（この規則の目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>教育職員の特殊勤務手当等に関する条例</u>（昭和27年愛媛県条例第32号。以下「条例」という。）第6条の2、第6条の3第2項、第7条及び第11条の規定に基づき、教育職員の特殊勤務手当（これに相当する報酬を含む。以下同じ。）の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（教員特殊業務手当）</p> <p><b>第4条</b> 条例第6条の2の人事委員会の定めるものは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のものと及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である講師とする。</p> <p>（帳簿の作成）</p> <p><b>第11条</b> 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、定時制課程兼務、通信制課程の添削及び面接指導従事実績簿（様式第1号）、多学年学級担当授業又は指導実績簿（様式第2号）、<u>特殊勤務手当等整理簿</u>（様式第3号）、教員特殊業務従事簿（様式第4号）、教育業務連絡指導従事簿（様式第5号）及び特別支援教育業務従事簿（様式第6号）を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。</p> <p><b>様式第3号</b>（第11条関係）</p> <p>その1（高等学校）</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;"><u>特殊勤務手当等整理簿</u></p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;">省略</div> <p>その2（小中学校）</p> <p>省略</p>	<p style="text-align: center;"><b>教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則</b></p> <p>（この規則の目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>教育職員の特殊勤務手当に関する条例</u>（昭和27年愛媛県条例第32号。以下「条例」という。）第6条の2、第6条の3第2項、第7条及び第11条の規定に基づき、教育職員の特殊勤務手当 _____ の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（教員特殊業務手当）</p> <p><b>第4条</b> 条例第6条の2の人事委員会の定めるものは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のもの _____</p> <p>_____とする。</p> <p>（帳簿の作成）</p> <p><b>第11条</b> 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、定時制課程兼務、通信制課程の添削及び面接指導従事実績簿（様式第1号）、多学年学級担当授業又は指導実績簿（様式第2号）、<u>特殊勤務手当整理簿</u>（様式第3号）、教員特殊業務従事簿（様式第4号）、教育業務連絡指導従事簿（様式第5号）及び特別支援教育業務従事簿（様式第6号）を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。</p> <p><b>様式第3号</b>（第11条関係）</p> <p>その1（高等学校）</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;"><u>特殊勤務手当整理簿</u></p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;">省略</div> <p>その2（小中学校）</p> <p>省略</p>

特殊勤務手当等整理簿

省略

省略

特殊勤務手当整理簿

省略

省略

(初任給調整手当の支給等に関する規則の一部改正)

第9条 初任給調整手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-155)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の範囲)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当(初任給調整手当に相当する報酬を含む。)を支給されていた期間が通算して35年(第3条第2号に規定する職員にあつては、15年)に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>第7条 第3条又は第4条に規定する職員となつた者(第5条に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当(初任給調整手当に相当する報酬を含む。)を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当(初任給調整手当に相当する報酬を含む。)を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(第3条第2号に規定する職員にあつては、15年)を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。</p>	<p>(職員の範囲)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当_____を支給されていた期間が通算して35年(第3条第2号に規定する職員にあつては、15年)に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>第7条 第3条又は第4条に規定する職員となつた者(第5条に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当_____を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当_____を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(第3条第2号に規定する職員にあつては、15年)を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。</p>

(期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正)

第10条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-204)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第7条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、短時間勤務職員に限る。)が職員給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 特別職に属する職員_____</p> <p>エ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第7条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者_____が職員給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 特別職に属する職員(非常勤である者を除く。)</p> <p>エ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第11条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-714)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第2条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項</p>	<p>(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第2条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項</p>

の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条\_\_\_\_\_の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。

の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。

（営利企業への従事等の制限の基準等に関する規則の一部改正）

第12条 営利企業への従事等の制限の基準等に関する規則（愛媛県人事委員会規則11 0）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、従事制限の地位を定め、営利企業（同条第1項本文に規定する営利企業をいう。以下同じ。）への従事等の制限の基準等に関し規定することを目的とする。</p> <p>（従事制限の地位）</p> <p>第2条 法第38条第1項本文において規定する人事委員会規則で定める地位は、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の無限責任社員、顧問、参与、評議員、清算人、その他これらに準ずる地位とする。</p>	<p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号以下「法」という。）第38条の規定に基づき、従事制限の地位を定め、営利企業（同条第1項_____に規定する営利企業をいう。以下同じ。）への従事等の制限の基準等に関し規定することを目的とする。</p> <p>（従事制限の地位）</p> <p>第2条 法第38条第1項_____において規定する人事委員会規則で定める地位は、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の無限責任社員、顧問、参与、評議員、清算人、その他これらに準ずる地位とする。</p>

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第13条 職員の育児休業等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 33）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業をしている職員の勤務した期間に相当する期間）</p> <p>第10条 条例第9条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者の承認があった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 1223）第16条第2号及び第3号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間</p> <p>(4) 休職にされていた期間（期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則第6条第3項及び会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則第20条第3項に規定する期間を除く。）</p> <p>様式第2号（第6条、様式第1号関係） 育児休業承認請求書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注1～5 省略</p> <p>6 備考の欄は、請求に係る子以外に3歳（非常勤職員にあっては、1歳、1歳2箇月、1歳6箇月又は2歳）に満たない子を養育する場合（条例第4条の規定による期間内に、職員（当該期間内に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第8条及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第9条に規定する休暇を出産日の翌日から同日を起算日とする8週間後の日までの間において取得した職員並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項の規定により勤務しなかつた非常勤職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にあってはその氏名、請求者との続柄</p>	<p>（育児休業をしている職員の勤務した期間に相当する期間）</p> <p>第10条 条例第9条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者の承認があった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 休職にされていた期間（期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則第6条第3項_____に規定する期間を除く。）</p> <p>様式第2号（第6条、様式第1号関係） 育児休業承認請求書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注1～5 省略</p> <p>6 備考の欄は、請求に係る子以外に3歳（非常勤職員にあっては、1歳、1歳2箇月、1歳6箇月又は2歳）に満たない子を養育する場合（条例第4条の規定による期間内に、職員（当該期間内に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第8条及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第9条に規定する休暇を出産日の翌日から同日を起算日とする8週間後の日までの間において取得した職員_____を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にあってはその氏名、請求者との続柄</p>

及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び期間等を記入すること。

及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び期間等を記入すること。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 1223

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則を次のように定める。

令和元年11月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

**会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則**

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 基本報酬及び給料の額（第2条）
- 第3章 手当に相当する報酬等（第3条 第14条）
- 第4章 期末手当（第15条 第23条）
- 第5章 給与の支給日等（第24条 第30条）
- 第6章 雑則（第31条 第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号。以下「条例」という。）第3条第1項、条例第4条において読み替えて準用する職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第9条の2第1項及び第3項、条例第6条第1項、同条第2項及び条例第16条第3項において読み替えて準用する職員給与条例第14条第3項、条例第7条及び第16条第4項において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項、条例第10条第1号及び第2号、条例第11条第1項及び同条第2項において読み替えて準用する職員給与条例第18条の4第3項、条例第12条第1項、第4項第2号及び第3号並びに第5項、同条第6項及び条例第18条第6項において準用する職員給与条例第19条の3第6項、条例第15条第1項、条例第16条第2項、条例第18条第1項及び第5項、条例第20条第2項及び第3項並びに条例第24条の規定に基づき、会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 基本報酬及び給料の額

**第2条** 第1号会計年度任用職員（条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の基本報酬の額及び第2号会計年度任用職員（同項に規定する第2号会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の給料の額は、当該職の職務の勤続による職業能力の向上が見込まれる度合いに応じ、条例別表の各項の右欄に規定する給料表の各職務の級及び各号給の額を基礎として任命権者が定める職務の級及び号給の範囲内又は単一の号給の額により決定するものとする。

2 第1号会計年度任用職員の基本報酬の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とするものとする。

- (1) 基本報酬の額を月額で定める場合 報酬基礎額に当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1週間当たりの勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額
- (2) 基本報酬の額を日額で定める場合 報酬基礎額を21で除して得た額に当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1日当たりの勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額
- (3) 基本報酬の額を時間額で定める場合 報酬基礎額を162.75で除して得た額

3 前項各号の報酬基礎額は、第1項の規定により任命権者が定める号給の範囲の最低号給の数に、経験月数を12で除して得た数に4を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えた数を号数とする号給（その号給が当該任命権者が定める号給の範囲の最高号給を超えるときは、当該最高号給）の額とするものとする。ただし、同項の規定により任命権者が定める号給が単一の号給である第1号会計年度任用職員の基本報酬は、当該号給の額とするものとする。

4 第2号会計年度任用職員の給料の額は、第1項の規定により任命権者が定める号給の範囲の最低号給の数に、経験月数を12で除して得た数に4を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えた数を号数とする号給（その号給が当該任命権者が定める号給の範囲の最高号給を超えるときは、当該最高号給）の額とするものとする。ただし、同項の規定により任命権者が定める号給が単一の号給である第2号会計年度任用職員の給料の額は、当該号給の額とするものとする。

5 前2項の経験月数は、職務の内容が同一と認められる会計年度任用職員の職に在職した期間について、次の各号に掲げる職の区分に応

じ当該各号に定める月数を合計した月数とする。

- (1) 1週間当たりの勤務時間数が定められた職 在職した期間の月数に、当該定められた1週間当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1週間当たりの勤務時間数で除して得た数を乗じて得た月数
  - (2) 1週間当たりの勤務時間数が定められず、かつ、1月当たりの勤務時間数が定められた職 在職した期間の月数に、当該定められた1月当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1日当たりの勤務時間数に21を乗じて得た勤務時間数で除して得た数を乗じて得た月数
  - (3) 前2号のいずれにも該当しない職 在職した期間の月数に、当該期間のうち実際の勤務時間数(条例第6条、第7条及び第9条の規定による報酬の支給の対象となる勤務時間数を除く。)を常時勤務を要する職員について定められた1日当たりの勤務時間数に21を乗じて得た勤務時間数に当該月数を乗じて得た勤務時間数で除して得た数を乗じて得た月数
- 6 第2項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により難いと任命権者が認める会計年度任用職員の基本報酬及び給料の額は、人事委員会の承認を得て任命権者が別に定めるところにより決定するものとする。

### 第3章 手当に相当する報酬等

(地域手当に相当する報酬)

**第3条** 条例第4条において読み替えて準用する職員給与と条例第9条の2第1項前段の人事委員会規則で定める地域及び同条第3項の地域手当に相当する報酬の級地は、地域手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1026)第2条の規定の例による。

- 2 条例第4条の規定による地域手当に相当する報酬の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって、当該地域手当に相当する報酬の額とする。条例第10条第1号及び第12条第4項第1号に規定する地域手当に相当する報酬の額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

(超過勤務手当に相当する報酬等)

**第4条** 条例第6条第1項及び第16条第2項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第6条第1項第1号に掲げる勤務 100分の100
  - (2) 条例第6条第1項第2号に掲げる勤務、同項第3号に掲げる勤務(次項に規定する勤務に限る。)及び条例第16条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125
  - (3) 条例第6条第1項第3号に掲げる勤務(次項に規定する勤務を除く。)及び条例第16条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135
- 2 条例第6条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める勤務は、正規の勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外にした勤務のうちその勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務(以下「7時間45分に達するまでの間の超過勤務」という。)をした週について、次に掲げる時間を順次(第3号に掲げる時間については、その週の初日から末日までの時間を順次)加えた場合において、当該順次加えた時間が38時間45分(その週に条例第7条の規定により休日給に相当する報酬を支給されることとなる休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。))又はその代休日(勤務時間が割り振られた休日に当該割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じられた場合において、任命権者の定める当該休日前の当該休日に代わる日をいう。)(以下「休日等」という。))がある場合にあっては、これに当該休日等の正規の勤務時間の時間数を加えた時間)を超えた日以後の日の当該超えた号に掲げる時間に係る勤務とする。
    - (1) あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。))
    - (2) 週休日の振替(勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。))又は4時間の勤務時間の割り振り変更(4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。)(以下「週休日の振替等」という。))により割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間(条例第6条第2項において読み替えて準用する職員給与と条例第14条第3項の規定により超過勤務手当に相当する報酬が支給される時間を除く。))
    - (3) 7時間45分に達するまでの間の超過勤務に係る時間
- 3 条例第6条第2項及び第16条第3項において読み替えて準用する職員給与と条例第14条第3項に規定する人事委員会規則で定める時間は、週休日の振替等により割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、次に掲げる時間を除く時間とする。
    - (1) 週休日の振替等により勤務した日の正規の勤務時間のうち、7時間45分を超える時間
    - (2) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた後の1週間の正規の勤務時間のうち、次に掲げる場合に応じそれぞれ次に定める時間を超える時間(前号に掲げる時間を除く。))
      - ア 割り振り変更前の正規の勤務時間の合計が38時間45分以上である場合 当該割り振り変更前の正規の勤務時間の合計(その週に休日等がある場合にあっては、これに当該休日等の正規の勤務時間の時間数を加えた時間)
      - イ 割り振り変更前の正規の勤務時間の合計が38時間45分未満である場合 38時間45分(その週に休日等がある場合にあっては、これに当該休日等の正規の勤務時間の時間数を加えた時間)
    - (3) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた後の任命権者が4週間ごとの期間について特別の勤務に従事する会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割り振りについて別に定めるところにより勤務時間の割り振りを行う4週間の期間における正規の勤務時間の合計のうち、155時間(週休日の振替等により勤務した日の属する週に休日等がある場合にあっては、これに当該休日等の正規の勤務時間の時間数を加えた時間)を超える時間(前2号に掲げる時間を除く。))

- 4 条例第6条第2項及び第16条第3項において読み替えて準用する職員給与条例第14条第3項の人事委員会規則で定める割合は、100分の25とする。
- 5 条例第7条及び第16条第4項において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項本文の人事委員会規則で定める割合は、100分の135とする。
- 第5条** 第1号会計年度任用職員に支給する超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に相当する報酬並びに第2号会計年度任用職員に支給する超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数（超過勤務手当に相当する報酬又は超過勤務手当のうち支給割合を異にする部分ごとに各別に計算した時間数をいう。）によって計算する。この場合において、当該全時間数に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- 第6条** 公務により旅行（出張及び赴任を含む。）中の会計年度任用職員は、その旅行期間中は、正規の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、旅行目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことを任命権者があらかじめ指示して命じた場合において、当該勤務時間について明確に証明することができるものについては、第1号会計年度任用職員にあっては超過勤務手当に相当する報酬を、第2号会計年度任用職員にあっては超過勤務手当を支給する。
- （勤務1時間当たりの報酬額の算出）
- 第7条** 条例第10条第1号及び第2号に規定する人事委員会規則で定める時間数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時間数とする。
- 1週間当たりの勤務時間数が定められている場合 1週間当たりの勤務時間数を5で除して得た時間数に4月1日から翌年の3月31日までの間における休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得た時間数
  - 1週間当たりの勤務時間数が定められていない場合 4月1日から翌年の3月31日までの間における休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（休日に当たる日を除く。）に割り振られることになる正規の勤務時間数（割り振り変更前の正規の勤務時間数に限る。）を合計した時間数
- （初任給調整手当に相当する報酬）
- 第8条** 条例第11条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める職は、条例別表に規定する職種の区分が職員給与条例の適用を受ける職員のうち職員給与条例別表第4医療職給料表(一)の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職に該当する第1号会計年度任用職員の職（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を受ける第1号会計年度任用職員の職を除く。）で、次に掲げるものとする。
- 離島その他のへき地に所在する公署に置かれる職で採用による欠員の補充が著しく困難であると人事委員会が認めるもの
  - 町に所在する公署に置かれる職で採用による欠員の補充が著しく困難であると人事委員会が認めるもの
  - 前2号に掲げる職以外の職で条例第4条において読み替えて準用する職員給与条例第9条の2第1項前段の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの又は同条の規定による地域手当に相当する報酬の級地が5級地、6級地若しくは7級地とされる地域に所在する公署に置かれる職
  - 条例第4条において読み替えて準用する職員給与条例第9条の2の規定による地域手当に相当する報酬の級地が4級地とされる地域に所在する公署に置かれる職
  - 条例第4条において読み替えて準用する職員給与条例第9条の2の規定による地域手当に相当する報酬の級地が1級地、2級地又は3級地とされる地域に所在する公署に置かれる職
- 2 条例第11条第1項第2号に規定する人事委員会規則で定める職は、条例別表に規定する職種の区分が職員給与条例の適用を受ける職員のうち職員給与条例別表第1行政職給料表の適用を受ける職員の職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職に該当する第1号会計年度任用職員の職で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるものとする。
- 3 条例第11条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める職は、条例別表に規定する職種の区分が職員給与条例の適用を受ける職員のうち職員給与条例別表第1行政職給料表の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職、職員給与条例の適用を受ける職員のうち職員給与条例別表第3研究職給料表の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職及び職員給与条例の適用を受ける職員のうち職員給与条例別表第4医療職給料表(一)の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職で、獣医師法（昭和24年法律第186号）第7条第2項に規定する獣医師免許証を有する者をもって充てる職とする。
- 第9条** 条例第11条第1項の規定により初任給調整手当に相当する報酬を支給される第1号会計年度任用職員は、次に掲げる第1号会計年度任用職員とする。
- 前条第1項に規定する職に採用された第1号会計年度任用職員及び同条第2項に規定する職に採用された第1号会計年度任用職員（医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（臨床研修を経た者）にあっては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第12条において「実地修練」という。）を経た者）にあっては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者）にあっては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたもの
  - 前条第3項に規定する職に採用された第1号会計年度任用職員であって、その採用が大学卒業の日から16年を経過するまでの期間内に行われたもの



**第10条** 条例第11条第2項において読み替えて準用する職員給与条例第18条の4第2項の規定により初任給調整手当に相当する報酬を支給される第1号会計年度任用職員は、第14条において読み替えて準用する初任給調整手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7155）第9条の第1号会計年度任用職員のほか、次に掲げる第1号会計年度任用職員とする。

- (1) 第8条第1項に規定する職に同項又は同条第2項に規定する職から異動した第1号会計年度任用職員及び同項に規定する職に同条第1項に規定する職から異動した第1号会計年度任用職員
- (2) 前号に掲げる第1号会計年度任用職員以外の第1号会計年度任用職員のうち、経過期間内に新たに第8条第1項に規定する職を占めることとなったもの及び当該経過期間内に新たに同条第2項に規定する職を占めることとなった第1号会計年度任用職員で医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するもの

**第11条** 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当に相当する報酬又は初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第9条第2号に規定する第1号会計年度任用職員にあっては、15年）に達している第1号会計年度任用職員には、初任給調整手当に相当する報酬は支給しない。

**第12条** 初任給調整手当に相当する報酬の支給期間は35年（第9条第2号に規定する第1号会計年度任用職員にあっては、15年）とし、その額は第1号会計年度任用職員の区分及び採用の日又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、第9条第1号又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員で大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内のものを除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当に相当する報酬が支給されていたものとする。

- (1) 基本報酬の額が月額で定められている場合において、1月当たりの勤務時間数が定められているとき 当該定められた1月当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1日当たりの勤務時間数に21を乗じて得た勤務時間数で除して得た数
- (2) 基本報酬の額が月額で定められている場合において、1週間当たりの勤務時間数が定められているとき 当該定められた1週間当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1週間当たりの勤務時間数で除して得た数
- (3) 基本報酬の額が日額で定められている場合において、1日当たりの勤務時間数が定められているとき 当該定められた1日当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1日当たりの勤務時間数で除して得た数
- (4) 基本報酬の額が時間額で定められている場合において、1日当たりの勤務時間数が定められているとき 162.75分の1

2 初任給調整手当に相当する報酬を支給されている第1号会計年度任用職員が休職にされた場合における当該第1号会計年度任用職員に対する別表の適用については、当該休職の期間は、同表の期間の区分の欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する第1号会計年度任用職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当に相当する報酬の額が別表に掲げられていないこととなった第1号会計年度任用職員で特別の事情があると認められるものについて、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該第1号会計年度任用職員に支給する初任給調整手当に相当する報酬の額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

**第13条** 第9条又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員となった者（第11条に規定する第1号会計年度任用職員を除く。）のうち、これらの第1号会計年度任用職員となった日前に初任給調整手当に相当する報酬又は初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当に相当する報酬の支給期間に既に初任給調整手当に相当する報酬又は初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第9条第2号に規定する第1号会計年度任用職員にあっては、15年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当に相当する報酬の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当に相当する報酬が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

**第14条** 初任給調整手当の支給等に関する規則第8条から第10条までの規定は、第1号会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬について準用する。この場合において、これらの規定中「初任給調整手当」とあるのは「初任給調整手当に相当する報酬」と、第8条及び第9条中「職員」とあるのは「第1号会計年度任用職員」と、「第2条」とあるのは「会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則71223）第8条」と、同条中「第3条」とあるのは「同規則第9条」と読み替えるものとする。

第4章 期末手当

（期末手当の支給日）

**第15条** 条例第12条第1項及び第18条第1項に規定する期末手当の支給日は、次の表の基準日の欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ同表の支給日の欄に掲げる日（これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれその前々日、土曜日に当たるときはそれぞれその前日）とする。

基 準 日	支 給 日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

( 期末手当の支給を受ける職員 )

**第16条** 条例第12条第1項前段又は第18条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員は、それぞれこれらの項に規定する基準日(以下「基準日」という。)に在職する会計年度任用職員(条例第12条第6項及び第18条第6項において読み替えて準用する職員給与条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職にされている会計年度任用職員
- (2) 法第29条の規定により停職にされている会計年度任用職員
- (3) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けている会計年度任用職員
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号)第9条第1項の規定の適用を受ける会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

**第17条** 条例第12条第1項後段及び第18条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

- (1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する会計年度任用職員であった者
- (2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者(当該基準日に期末手当が支給される者に限る。)となったもの

ア 条例の適用を受ける会計年度任用職員

イ 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)第20条第1項の規定の適用を受ける企業職員である会計年度任用職員

ウ 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)第16条第1項の規定の適用を受ける技能労務職員である会計年度任用職員

**第18条** 基準日前1箇月以内において条例の適用を受ける会計年度任用職員としての退職(任期が6月未満である場合の退職を除く。)が2回以上ある者について前条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

( 期末手当基礎額に係る1月当たりの勤務日数及び勤務時間 )

**第19条** 条例第12条第4項第2号に規定する人事委員会規則で定める1月当たりの勤務日数は、基準日時点で任用されている第1号会計年度任用職員の勤務日数について次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める勤務日数とする。

- (1) 1年当たりの勤務日数が定められている場合 当該勤務日数を12で除して得た勤務日数(当該勤務日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)
- (2) 1月当たりの勤務日数が定められている場合 当該勤務日数
- (3) 任用期間の勤務日数が定められている場合 任用期間の勤務日数を任用期間の日数を30で除して得た数で除して得た勤務日数(当該勤務日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

2 条例第12条第4項第3号に規定する人事委員会規則で定める1月当たりの勤務時間は、基準日時点で任用されている第1号会計年度任用職員の勤務時間について次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める勤務時間とする。

- (1) 1年当たりの勤務時間が定められている場合 当該勤務時間を12で除して得た勤務時間(当該勤務時間に1時間未満の端数があるときは、第5条後段の規定を準用する。)
- (2) 1月当たりの勤務時間が定められている場合 当該勤務時間
- (3) 任用期間の勤務時間が定められている場合 任用期間の勤務時間を任用期間の日数を30で除して得た数で除して得た勤務時間(当該勤務時間に1時間未満の端数があるときは、第5条後段の規定を準用する。)

( 期末手当に係る在職期間 )

**第20条** 条例第12条第3項及び第18条第3項の在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間(任期が6月以上かつ定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の職に在職していた期間に限る。)とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第16条第2号及び第3号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間については、その全期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている会計年度任用職員(当該育児休業の期間の全部又は一部が基準日以前6箇月以内の期間に含まれる場合における当該育児休業の期間が1月以下である者を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間
- (3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間

3 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた者であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は、行わない。

**第21条** 前条第1項の在職期間には、基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける会計年度任用職員となった場合は、その期間内において次に掲げる者として在職した期間(任期が6月以上かつ定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の職に在職していた期間に限る。)を算入する。

(1) 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第20条第1項の規定の適用を受ける企業職員である会計年度任用職員

(2) 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第16条第1項の規定の適用を受ける技能労務職員である会計年度任用職員

2 前項の期間の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(一時差止処分に係る在職期間)

**第22条** 条例第12条第6項及び第18条第6項において読み替えて準用する職員給与と条例第19条の2及び第19条の3に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前条第1項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける会計年度任用職員となった場合は、同項各号に掲げる者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

(一次差止処分に係る準用)

**第23条** 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-204)第7条の3から第7条の9までの規定は、条例第12条第6項及び第18条第6項において準用する職員給与と条例第19条の3第2項に規定する一時差止処分について準用する。この場合において、同規則第7条の3中「職員給与と条例第19条の3第2項(職員給与と条例第19条の4第5項及び第21条第6項において準用する場合を含む。以下同じ。)」又は教育職員給与と条例第19条の3第2項(教育職員給与と条例第19条の4第5項及び第20条第6項において準用する場合を含む。以下同じ。)」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)第12条第6項及び第18条第6項において準用する職員給与と条例第19条の3第2項」と、同規則第7条の5中「職員給与と条例第19条の3第2項又は教育職員給与と条例第19条の3第2項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第12条第6項及び第18条第6項において準用する職員給与と条例第19条の3第2項」と、同規則第7条の7中「職員給与と条例第19条の3第5項(職員給与と条例第19条の4第5項及び第21条第6項において準用する場合を含む。)」及び教育職員給与と条例第19条の3第5項(教育職員給与と条例第19条の4第5項及び第20条第6項において準用する場合を含む。)」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第12条第6項及び第18条第6項において準用する職員給与と条例第19条の3第5項」と読み替えるものとする。

#### 第5章 給与の支給日等

**第24条** 条例第20条第2項及び第3項に規定する人事委員会規則で定める日は、10日(同日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)とする。

2 第1号会計年度任用職員が超過勤務手当に相当する報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間に勤務した場合において支給する当該時間の指定に代えられた超過勤務手当に相当する報酬又は第2号会計年度任用職員が超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間に勤務した場合において支給する当該時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る支給日については、当該時間が指定された日の属する月の次の月の前項に規定する日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、会計年度任用職員が離職又は死亡した場合は、その際給与を支給する。

**第25条** 会計年度任用職員が、支払命令代理者を異にして異動した場合であって、かつ、その会計年度任用職員の基本報酬又は給料の支出費目が異なる場合の基本報酬又は給料は、日割による計算により発令の前日までの分をその者が従前所属していた支払命令代理者において支給し、発令当日以降の分をその者が新たに所属することとなった支払命令代理者において支給する。

**第26条** 前条の場合において、その者が従前所属していた支払命令代理者は、その際基本報酬又は給料を支給する。

**第27条** 会計年度任用職員が給与期間の途中において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の基本報酬(月額で定められている場合に限る。)及び給料は、日割による計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 専従許可を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合
- (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (4) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

**第28条** 職員の通勤手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-65)第12条第1項から第3項までの規定は、条例第20条第3項に規定する人事委員会規則で定める日について準用する。この場合において、職員の通勤手当の支給等に関する規則第12条第1項中「職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-0)第2条に規定する給料の支給日」とあるのは「会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1223)第24条第1項の規定による給与の支給日」と読み替えるものとする。

2 職員の通勤手当の支給等に関する規則第12条第4項の規定は、条例第20条第3項に規定する人事委員会規則で定める通勤手当及び期間について準用する。この場合において、職員の通勤手当の支給等に関する規則第12条第4項中「条例第10条第3項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)第20条第3項」と、同項第1号中「条例第10条第2項第1号」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第16条第1項の規定によりその例によることとされた条例第10条第2項第1号」と、同項第2号中「条例第10条第2項第1号及び第2号」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第16条第1項の規定によりその例によることとされた条例第10条第2項第1号及び第2号」と読み替えるものとする。

**第29条** 条例第22条の規定により減額すべき給与額(以下「減額すべき給与額」という。)は、その給与期間の勤務しなかった全時間数によって計算する。この場合において、1時間未満の端数があるときは、第5条後段の規定を準用する。

**第30条** 減額すべき給与額は、第1号会計年度任用職員にあってはその給与期間の分の基本報酬に対応する額、地域手当に相当する報酬に対応する額及び初任給調整手当に相当する報酬に対応する額を、それぞれその給与期間以降の基本報酬、地域手当に相当する報酬及び初任給調整手当に相当する報酬から、第2号会計年度任用職員にあってはその給与期間の分の給料に対応する額、地域手当に対応する額、特勤手当(これに準ずる手当を含む。以下同じ。)に対応する額、へき地手当(これに準ずる手当を含む。以下同じ。)に対応する額、初任給調整手当に対応する額、定時制通信教育手当に対応する額、義務教育等教員特別手当に対応する額及び産業教育手当に対応する額を、それぞれその給与期間以降の給料、地域手当、特勤手当、へき地手当、初任給調整手当、定時制通信教育手当、義務教育等

教員特別手当及び産業教育手当から差し引くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、減額すべき給与額が、第1号会計年度任用職員にあつては基本報酬、地域手当に相当する報酬及び初任給調整手当に相当する報酬から、第2号会計年度任用職員にあつては給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、初任給調整手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当及び産業教育手当から差し引くことができないときは、条例に基づくその他の未支給の給与から当該減額すべき給与額を差し引くことができる。

#### 第6章 雑則

(端数計算)

**第31条** 条例第6条から第8条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当に相当する報酬、休日給に相当する報酬若しくは夜勤手当に相当する報酬の額又は条例第16条第2項から第5項までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給若しくは夜勤手当の額及び条例第22条の規定による勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を算定する場合において、これらの額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。

**第32条** 給与の計算に際して、その額に1円未満の端数があるときは、別に定めるもののほか、各給与種目ごとにその端数を切り捨てた額をもって当該給与の額とする。

(帳簿の作成)

**第33条** 職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 0)第20条の規定は、会計年度任用職員に係る帳簿の作成について準用する。

(この規則の実施に関し必要な事項)

**第34条** この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

職員の区分 期間の区分	条例1号職員					条例2号職員	条例3号職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
(1) 1年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	50,000
(2) 1年以上2年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	50,000
(3) 2年以上3年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	50,000
(4) 3年以上4年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	46,200
(5) 4年以上5年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	42,400
(6) 5年以上6年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	38,600
(7) 6年以上7年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	49,000	34,800
(8) 7年以上8年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	47,200	31,000
(9) 8年以上9年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	45,400	27,200
(10) 9年以上10年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	43,600	23,400
(11) 10年以上11年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	41,800	19,600
(12) 11年以上12年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	40,000	15,800
(13) 12年以上13年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	38,200	12,000
(14) 13年以上14年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	36,400	8,200
(15) 14年以上15年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	35,000	4,400
(16) 15年以上16年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	33,600	
(17) 16年以上17年未満	410,400	364,800	305,300	248,600	183,100	32,200	
(18) 17年以上18年未満	406,000	360,800	302,000	246,000	181,500	30,800	
(19) 18年以上19年未満	401,600	356,800	298,700	243,400	179,900	29,400	
(20) 19年以上20年未満	397,200	352,800	295,400	240,800	178,300	28,000	
(21) 20年以上21年未満	392,800	348,800	292,100	238,200	176,700	26,600	
(22) 21年以上22年未満	373,400	331,900	278,300	226,200	167,500	26,000	
(23) 22年以上23年未満	353,600	314,700	264,300	214,300	157,700	25,400	
(24) 23年以上24年未満	334,300	298,000	250,800	202,300	148,600	24,400	
(25) 24年以上25年未満	314,900	281,100	236,900	190,500	138,900	23,800	
(26) 25年以上26年未満	295,400	264,200	223,200	178,700	129,700	23,200	
(27) 26年以上27年未満	272,700	243,400	205,600	164,300	118,700	22,600	
(28) 27年以上28年未満	250,500	223,000	188,500	150,000	108,300	22,000	
(29) 28年以上29年未満	228,100	202,600	171,200	135,700	98,000	21,200	
(30) 29年以上30年未満	205,300	181,800	153,600	121,400	87,000	20,900	
(31) 30年以上31年未満	180,500	159,900	135,600	106,400	76,400	20,500	
(32) 31年以上32年未満	155,600	138,000	117,300	91,600	65,300	19,900	
(33) 32年以上33年未満	131,000	116,300	99,400	76,400	54,900	19,000	
(34) 33年以上34年未満	92,900	84,400	73,400	57,300	40,700	18,100	
(35) 34年以上35年未満	57,600	54,600	49,100	38,900	27,500	17,400	

備考1 この表において、期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第10条各号の第1号会計年度任用職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において、「条例1号職員」とは条例第11条第1項第1号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「条例2号職員」とは同項第2号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「条例3号職員」とは同項第3号の職を占める第1号会計年度任用職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第8条第1項第1号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める第1号会計年度任用職員をいう。

○愛媛県人事委員会規則12 71

会計年度任用職員の休暇及び勤務時間の基準に関する規則を次のように定める。

令和元年11月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

会計年度任用職員の休暇及び勤務時間の基準に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第16条第1項の規定に基づき、会計年度任用職員の休暇及び勤務時間の基準を定めるものとする。

(休暇の基準)

第2条 任命権者が定める会計年度任用職員の休暇は、常時勤務を要する職員に適用される休暇の範囲内とする。

(勤務時間の基準)

第3条 任命権者が定める会計年度任用職員の勤務時間は、1日につき7時間45分を超えず、かつ、1週間につき38時間45分を超えない範囲内とする。

2 職務の特殊性その他の事由により前項の規定により難しい事情があると認められる会計年度任用職員について任命権者が定める当該会計年度任用職員の勤務時間は、同項の規定にかかわらず、毎4週間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内とする。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
2 非常勤職員の勤務時間の基準に関する規則(愛媛県人事委員会規則12 2)は、廃止する。

○愛媛県人事委員会規則12 72

会計年度任用職員である教育職員の休暇及び勤務時間の基準に関する規則を次のように定める。

令和元年11月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

会計年度任用職員である教育職員の休暇及び勤務時間の基準に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)第14条第1項の規定に基づき、会計年度任用職員である教育職員の休暇及び勤務時間の基準を定めるものとする。

(休暇の基準)

第2条 任命権者が定める会計年度任用職員である教育職員の休暇は、常時勤務を要する教育職員に適用される休暇の範囲内とする。

(勤務時間の基準)

第3条 任命権者が定める会計年度任用職員である教育職員の勤務時間は、1日につき7時間45分を超えず、かつ、1週間につき38時間45分を超えない範囲内とする。

2 職務の特殊性その他の事由により前項の規定により難しい事情があると認められる会計年度任用職員である教育職員について任命権者が定める当該会計年度任用職員である教育職員の勤務時間は、同項の規定にかかわらず、毎4週間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和元年11月1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

1 政党の支部

Table with 4 columns: 政治団体の名称, 代表者及び会計責任者の氏名 (代表者, 会計責任者), 主たる事務所の所在地, 届出年月日. Row 1: 立憲民主党愛媛県第4区総支部, 杉山 啓, 宇都宮 香枝, 宇和島市新町二丁目1-9, 令和元年9月18日

○愛媛県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和元年11月1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
国民民主党愛媛県第4区 総支部	白 石 洋 一	代 表 者	白 石 洋 一	渡 部 昭	令和元年8月30日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
新康会	高 山 康 人	主たる事務所の所在地	北宇和郡鬼北町芝19-2	北宇和郡鬼北町芝41-4	令和元年8月28日
高山康人後援会	高 山 康 人	主たる事務所の所在地	北宇和郡鬼北町芝19-2	北宇和郡鬼北町芝41-4	令和元年8月28日
周桑民社協会	神 野 祐 一	会 計 責 任 者	竹 本 良 賢	加 藤 猛	令和元年9月1日
住重労連政治活動委員会 愛媛支部	神 野 祐 一	会 計 責 任 者	竹 本 良 賢	加 藤 猛	令和元年9月1日
ながえ孝子後援会連合会	永 江 孝 子	政 治 団 体 の 名 称	ながえ孝子後援会連合会	永江孝子後援会連合会	令和元年9月1日
		会 計 責 任 者	福 田 剛	永 江 弘 喜	
束村はるき後援会	束 村 温 輝	会 計 責 任 者	束 村 恵 子	吉 金 正 晃	令和元年9月19日

○愛媛県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和元年11月1日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県第三選挙区支部	白 石 寛 樹	平成30年7月30日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
白石ひろき後援会	塩 崎 慶 文	平成30年7月30日
正 精 会	白 石 寛 樹	平成30年7月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和元年11月1日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

政治団体の収支報告書の要旨

第17条関係

(1) 平成30年中解散に係るもの

ア 政党の支部

政治団体の名称 自由民主党愛媛県第三選挙区支部

報告年月日 R元. 9. 26 (H30. 7. 30解散)

1 収 入 総 額	7,534,863円
前年繰越額	6,354,863円
本年収入額	1,180,000円
2 支 出 総 額	7,534,863円
3 本年収入の内訳	
寄附	1,180,000円
政治団体分	1,180,000円
4 寄 附 の 内 訳 (政治団体分)	
志公会	1,180,000円 東京都千代田区
5 支 出 の 内 訳	
経常経費	2,567,492円
人件費	2,267,492円
事務所費	300,000円
政治活動費	4,967,371円
寄附・交付金	4,967,371円

イ その他の政治団体

政治団体の名称 白石ひろき後援会

報告年月日 R元. 9. 26 (H30. 7. 30解散)

1 収 入 総 額	1,180,000円
-----------	------------

本年収入額	1,180,000円
2 支出総額	300,000円
3 翌年繰越額	880,000円
4 本年収入の内訳	
寄附	1,180,000円
政治団体分	1,180,000円
5 寄附の内訳	
(政治団体分)	
自由民主党愛媛県第三選挙区支部	1,180,000円 新居浜市
6 支出の内訳	
経常経費	300,000円
事務所費	300,000円
政治団体の名称	<b>正精会</b>
報告年月日	R元. 9. 26 (H30. 7. 30解散)
1 収入総額	23,217,613円
前年繰越額	18,250,242円
本年収入額	4,967,371円
2 支出総額	0円
3 翌年繰越額	23,217,613円
4 本年収入の内訳	
寄附	4,967,371円
政治団体分	4,967,371円
5 寄附の内訳	
(政治団体分)	
自由民主党愛媛県第三選挙区支部	4,967,371円 新居浜市

○愛媛県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定に

基づき、同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和元年11月1日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

(1) 平成29年分

イ その他の政治団体

政治団体の名称 **白石ひろき後援会**

報告年月日 R元. 9. 26

1 収入総額	100,000円
本年収入額	100,000円
2 支出総額	100,000円
3 本年収入の内訳	
寄附	100,000円
個人分	100,000円
4 寄附の内訳	
(個人分)	
白石 真奈美	100,000円 新居浜市
5 支出の内訳	
経常経費	100,000円
事務所費	100,000円

政治団体の名称 **正精会**

報告年月日 R元. 9. 26

1 収入総額	18,250,242円
前年繰越額	18,250,242円
2 支出総額	0円

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第2号

公営企業管理局  
各事業所

愛媛県企業会計年度任用職員の給与等に関する規則を次のように定める。

令和元年11月1日

愛媛県公営企業管理者 兵頭 昭 洋

愛媛県企業会計年度任用職員の給与等に関する規則

- 1 企業職員である地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「企業会計年度任用職員」という。)の給与及び費用の弁償については、会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)の適用を受ける同項に規定する会計年度任用職員の例による。
- 2 前項の規定により会計年度任用職員の給与等に関する条例の適用を受ける地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の例によることができないとき、又はこれによることを適当としないときの企業会計年度任用職員の給与は、別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業訓令第3号

公営企業管理局  
各事業所

愛媛県企業臨時職員の給与に関する規則を廃止する訓令を次のように定める。

令和元年11月1日



愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

**愛媛県企業臨時職員の給与に関する規則を廃止する訓令**

愛媛県企業臨時職員の給与に関する規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第3号）は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。